



発 行 新 潟 県

第 50 号

平成30年6月29日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

訓令

11 笹ケ峰ダム管理規程の一部改正(農地建設課)

告 示

- 728 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 729 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届(福祉保健課)
- 730 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
- 731 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 732 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 733 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
- 734 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 735 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 736 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 737 道路の区域変更(道路管理課)
- 738 道路の供用開始(道路管理課)
- 739 道路の区域変更(道路管理課)
- 740 道路の供用開始(道路管理課)
- 741 海岸保全区域の変更 (河川管理課)
- 742 河川の洪水浸水想定区域の指定並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の公表(河川管理課)
- 743 建築基準法による道路位置の廃止 (建築住宅課)

公 告

家畜人工授精に関する講習会の開催(畜産課)

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施(畜産課)

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表(水産課)

訓令

◎新潟県訓令第11号

上越地域振興局

笹ケ峰ダム管理規程(昭和60年3月新潟県訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成30年7月2日から実 施する。

平成30年6月29日

花 角 英 世 新潟県知事

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当 該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に 対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

正 後 改 正 前 (水位の基準) (水位の基準)

第7条 水位は、笹ケ峰ダム貯水池内水位計示度に よるものとする。

(放流することができる場合)

- 第13条 ダムからの放流は、次の各号のいずれかに 該当するときに行うものとする。
 - (1) かんがい用水の補給又は発電用水の供給の必 要があるとき。
 - (2) 水位が満水位を超えるおそれがあるとき。
 - (3)~(5) (略)

(放流の通知)

第15条 管理者は、ダムから放流することによつて 下流の水位に著しい変動が生ずると認めるときは、 これによつて生ずる危害を防止するため別表第4 に定める関係機関に対し放流日時、放流量等を通 知するとともに、一般に周知させるため警報局の サイレン及び拡声機並びに警報車の拡声機により 警告を行わなければならない。

(取水用設備の操作)

- 第17条 表面ゲート及び取水ゲートは、取水の必要 に応じて常に水位から1.18メートル以内の水深に ある水を取水するよう<u>連係して</u>操作するものとす
- 2 取水ゲートは、水位に応じて所定の位置の取水 ゲートを全開するものとし、切替時以外に複数の 取水ゲートを同時に使用してはならない。
- 3 減勢バルブ(小放流用)及び減勢バルブは、取 水量に応じていずれか一方を使用するものとし 切替時以外に両方の設備を同時に使用してはなら

第7条 水位は、笹ケ峰ダム水位局水位計示度によ るものとする。

(放流することができる場合)

- 第13条 ダムからの放流は、次の各号の一に該当す るときに行うものとする。
 - (1) かんがい用水の補給及び発電用水の供給の必 要があるとき。
 - (2) 水位が満水位を超えるとき。
 - (3)~(5) (略)

(放流の通知)

第15条 管理者は、ダムから放流することによつて 下流の水位に著しい変動が生ずると認めるときは、 これによつて生ずる危害を防止するため別表第4 に定める関係機関に対し放流日時、放流量等を通 知するとともに、一般に周知させるため警報局の サイレン及び警報車の拡声機により警告を行わな ければならない。

(取水用ゲートの操作)

第17条 取水用ゲートは、取水の必要に応じて開閉 するものとし、かんがい用水にあつては常に貯水 位から1.18メートル以内の水深にある水を取水す るよう操作するものとする。

ない。

(土砂吐設備の操作)

第18条 <u>土砂吐設備</u>は、常に閉じておくものとし、 <u>導水管内及び</u>分水槽内における土砂の<u>堆積状況</u>に 応じ操作して土砂の掃流を行うものとする。

(非常用ゲートの操作)

- 第19条 非常用ゲートは、常に開いておくものとし、 次の各号のいずれかに該当するときを除き操作し てはならない。
 - (1) 取水用設備の操作不能により放流量の制御又は放流の停止をする必要があるとき。
 - (2) (3) (略)

(放流口ゲートの操作)

第20条 放流ロゲートは、常に閉じておくものとし、 次の<u>各号のいずれか</u>に該当するときに操作するも のとする。

(1)~(3) (略)

(点検及び整備)

- 第21条 管理者は、次の各号に掲げる施設等を常に 良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - (2) ゲート及びバルブ
 - (3) ゲート<u>又はバルブ</u>を操作するために必要な機 械及び器具

 $(4) \sim (7)$ (略)

2 管理者は、ゲート<u>、バルブ</u>及び予備電源設備を 常に良好な状態に保つため、適宜その試運転を行 わなければならない。

(洪水警戒体制)

- 第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - (1) 新潟地方気象台から<u>妙高市を対象とした</u>降雨 に関する注意報又は警報が発せられたとき。
 - (2) (略)

(土砂吐ゲートの操作)

第18条 <u>土砂吐ゲート</u>は、常に閉じておくものとし、 分水槽内における土砂の<u>堆積状況</u>に応じ操作して 土砂の掃流を行うものとする。

(非常用ゲートの操作)

- 第19条 非常用ゲートは、常に開いておくものとし、 次の各号の一に該当するときを除き操作してはな らない。
 - (1) <u>取水用ゲート</u>の操作不能により放流量の制御 又は放流の停止をする必要があるとき。
 - (2) (3) (略)

(放流口ゲートの操作)

第20条 放流ロゲートは、常に閉じておくものとし、 次の<u>各号の一</u>に該当するときに操作するものとす る。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(点検及び整備)

- 第21条 管理者は、次の各号に掲げる施設等を常に 良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - (2) ゲート
 - (3) ゲートを操作するために必要な機械及び器具

 $(4) \sim (7)$ (略)

2 管理者は、ゲート及び予備電源設備を常に良好 な状態に保つため、適宜その試運転を行わなけれ ばならない。

(洪水警戒体制)

- 第24条 管理者は、次の<u>各号の一</u>に該当する場合は、 職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水 警戒体制をとらなければならない。
 - (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は 警報が発せられたとき。
 - (2) (略)

(ゲート等の操作記録)

第34条 管理者は、ゲート<u>又はバルブ</u>を操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 開閉したゲート<u>又はバルブ</u>の名称並びに1回の開閉を始めた時刻及び終えた時刻並びに終えた時における開度

(4) \sim (7) (略)

2 第26条から第29条までの規定によりゲート<u>又は</u> バルブの操作を行つたときは、前項各号に掲げる 事項のほか次の各号に掲げる事項を記録しておか なければならない。

(1) • (2) (略)

別表第4 (第15条関係)

(略)

上越警察署

(略)

(ゲートの操作記録)

第34条 管理者は、ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 開閉したゲートの名称並びに1回の開閉を始めた時刻及び終えた時刻並びに終えた時における開度

(4)~(7) (略)

2 第26条から第29条までの規定によりゲートの操作を行つたときは、前項各号に掲げる事項のほか次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) • (2) (略)

別表第4 (第15条関係)

(略)

上越南警察署

(略)

告示

◎新潟県告示第728号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	指定年月日
福居皮フ科医院	長岡市殿町2丁目5番地1 ロイヤ ル長岡301号	平成30年6月17日
おくむら耳鼻科クリニック	長岡市花園南1丁目64番地	平成30年5月1日
長岡寺島眼科クリニック	長岡市寺島町730番地	平成30年6月1日
まつだ歯科医院	長岡市十日町字西野々1009-2	平成30年3月10日
要町歯科	長岡市要町2-8-6	平成30年6月1日
おぐろ歯科医院	長岡市寺泊吉364-8	平成30年6月1日
越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761	平成30年5月1日

大手薬局花園店	長岡市土合町字継子田44番地	平成30年5月1日
三条ひかり調剤薬局	三条市東三条 1-15-29	平成30年5月1日
にじいろ薬局	三条市西本成寺2-4-11	平成30年5月1日
よつば薬局 新発田店	新発田市新富町2丁目6-18	平成30年6月15日
穀町調剤薬局	加茂市穀町6-21	平成30年6月1日
社会福祉法人 清津福祉会 上村診療所(医科)	十日町市田中口468番地1	平成30年4月1日
社会福祉法人 清津福祉会 上村診療所(歯科)	十日町市田中口468番地1	平成30年4月1日
お元気でクリニック	見附市学校町二丁目13番地76	平成30年6月1日
公益社団法人新潟県看護協会 訪問看 護ステーションみつけ	見附市学校町1丁目5番42号	平成30年3月1日
十字堂薬局	村上市松原町1-10-15	平成30年6月1日
アイン薬局 燕店	燕市大字佐渡字浦田185-1	平成30年5月1日
月岡歯科医院	糸魚川市新鉄1-3-3	平成30年4月20日
アイランド薬局 糸魚川店	糸魚川市南寺町1-1-8	平成30年6月1日
アイン薬局 六日町店	南魚沼市六日町2646-5	平成30年5月1日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26番27号	平成30年5月7日
にしかた歯科医院	北蒲原郡聖籠町大字大夫2180-6	平成30年6月1日
はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山 935-3	平成30年6月1日

◎新潟県告示第729号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 変更した旨の届出があった。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

名	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日	
医療法人社 大渕内科クリニッ		名称 変更	医療法人社団 小林内科医院	医療法人社団 大渕内科クリニック	平成30年4月16日	
	長岡市旭岡一	住所	長岡市上条町字		亚什20年 4 日 20日	
ながおか薬局	丁目28番地	変更	八ツ口383-1	目28番地	平成30年4月28日	

にいがた調剤薬	長岡市旭岡二	住所	長岡市上条町字	長岡市旭岡二丁	平成30年4月28日
局長岡	丁目276番地	変更	八ツ口362	目276番地	平成30平4月26日
アイン薬局 長	長岡市旭岡一	住所	長岡市上条町字	長岡市旭岡一丁	平成30年4月28日
岡店	丁目28番地	変更	八ツ口383-1	目28番地	十成30千4月20日
医療法人 立川 メディカルセンター 立川綜合病院	長岡市旭岡1 丁目24番地	住所変更	長岡市上条町字 谷内561-1	長岡市旭岡1丁 目24番地	平成30年4月28日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡1 丁目28番地	住所 変更	長岡市上条町字 八ツロ383-1	長岡市旭岡1丁 目28番地	平成30年4月28日

◎新潟県告示第730号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	廃止年月日
南町薬局	村上市南町2丁目4番50号	平成30年4月30日
ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26-27	平成30年5月6日
野村内科医院	長岡市長町1丁目3番地9	平成30年3月31日
メッツ長町薬局	長岡市長町 1 - 1665	平成30年3月31日
一般財団法人 上村医院(医科)	十日町市田中口468番地1	平成30年3月31日
一般財団法人 上村医院(歯科)	十日町市田中口468番地1	平成30年3月31日

◎新潟県告示第731号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称 主たる事務所の所		事業所の名称	事業所の名称 事業所の所在地		指定年月日		
	在地			の種類			
医療法人 魚野	魚沼市原虫野433	魚沼市南部地域	魚沼市原虫野433	介護予防支援	H30. 4. 1		
会	- 3	包括支援センタ	- 3				
		_					
株式会社 大手	長岡市住吉1-10	大手薬局 中島	長岡市中島7丁目	居宅療養管理指	Н30. 3. 1		
ファーマシー	- 6	店	1番32号	導			

◎新潟県告示第732号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり 変更した旨の届出があった。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

名	称	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
メッツ太陽	薬局	長岡市旭岡1丁 目28番地	所在地	長岡市上条町字八 ツロ383-1	長岡市旭岡1丁目 28番地	H30. 4.28

◎新潟県告示第733号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	新発田市本町4 丁目16番83号	新発田東デイサー ビスセンター	新発田市五十公 野4971番地3	通所介護	Н30. 6.30
社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	新発田市本町4 丁目16番83号	新発田東デイサー ビスセンター	新発田市五十公 野4971番地3	介護予防通所 介護	Н30. 6.30
株式会社 メディ ック太陽	長岡市千歳3丁 目2番35号	メッツ長町薬局	長岡市長町1- 1665	居宅療養管理 指導	Н30. 3.31
株式会社 メディ ック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツ長町薬局	長岡市長町1- 1665	介護予防居宅 療養管理指導	Н30. 3.31

◎新潟県告示第734号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、湯沢町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器
 - 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

	検査日時	検査場所	検査区域等	
8月2日 (木)	午前10時から正午まで	湯沢町役場	湯沢町全域	
	午後1時から4時まで			
8月3日(金)	午前9時から正午まで			
8月6日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者	
31年3月15日まで。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則	
ただし、土・日曜日			(平成5年通商産業省	
及び祝日並びに12			令第70号)第39条第1項	
月31日、平成31年1			に規定する特定計量器	
月2日、1月3日を				
除く。				

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第735号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

展用地利用配力	H = 1 M =	
市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	39者	門前滝ノ沢2481番ほか261筆 34.1ha
関川村	4者	下関1393番 2 ほか27筆 3.9ha
新発田市	36者	浦新田横枕甲92番ほか595筆 61.7ha
阿賀野市	10者	小浮六枚橋1200番ほか51筆 6.5ha
胎内市	2者	羽黒山口261番ほか8筆 0.6ha
聖籠町	6者	蓮野甚兵工橋5094番ほか12筆 0.9ha
新潟市	43者	北区浦木浦木2579番ほか350筆 31.7ha
五泉市	2者	丸田水田1105番1ほか39筆 3.0ha
三条市	1者	茅原1741番ほか9筆 1.9ha
長岡市	122者	王番田町待田634番 1 ほか2, 287筆 203. 1ha
見附市	1者	鹿熊町700番1 0.5ha
魚沼市	9者	吉水奥山2279番 3 ほか60筆 6.6ha
南魚沼市	60者	山谷上江954番 2 ほか793筆 79.7ha
十日町市	6者	仁田2956番ほか36筆 5.1ha
津南町	4者	谷内6912番ほか11筆 2.0ha
刈羽村	4者	大塚向田2340番ほか20筆 2.5ha
上越市	18者	野尻塩辛467番3ほか254筆 40.2ha
妙高市	1者	西田屋新田前田57番ほか4筆 0.8ha
糸魚川市	4者	大野出戸1880番2ほか104筆 10.1ha
佐渡市	25者	吾潟苦竹485番 1 ほか136筆 20.4ha
合 計	397者	5,077筆 515.2ha

2 認可年月日

平成30年6月28日

◎新潟県告示第736号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004 登録年月日 平成14年8月20日									
登録検査機関	の名称 一般社団法人新潟県農産物検査協会									
代表者氏名	代表理事:	会長 今井 長司								
主たる事務 所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15									
登録の区分	品位等	検 査								
農産物の種類	国内産もみ	み、国内産玄米、国内産大	麦、国内産小麦、国民	内産大豆	豆、国内産そば					
農産物検査	į.	農 産	物	検	查	員	成	分検査業	美務 受 引	委 託 先
を行う区域	氏	名 住	所		農産物の種類	証明書番号		登録検査機関 の 名 称		主たる事務所の 所 在 地
1	瀬賀 一幸 樋口 拓也 河内 周平 小能 浩	新潟県新潟市南区鷲	ノ本新田 5555- 2 3ブルームーンアヤメ103		もみ、玄米、大麦、小麦、大 豆 もみ、玄米	K1515016 K1525036 K1529015 K1530002				
備考	備 考 略称『 新潟県検査協会 』 平成30年6月29日 農産物検査員1名の氏名・住所変更。2名の登録抹消。1名の新規登録。 検査員合計701名。									

◎新潟県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
柏崎市大字宮川字中町228	4番から		(A)6.	5~/	17 /	メ —	トル	4878. 9メ [、]	— h 112
同市西山町鬼王字前田152	番1まで	新	(A) 0.	<i>0</i>	11. 1		1.76	4010. 97	1.70
柏崎市大字宮川字上町231	7番2から	751	(R) 7	5~0	22 5	メ —	トル	7509. 1メ	— h 112
同市西山町鬼王字前田152	番1まで		(B) 7. 5∼92. 5メートル			1.76	7509.17		
柏崎市大字宮川字中町228	4番から		(A) C	_	17 1	. }	l a	4070 0 3	l a
同市西山町鬼王字前田152	番1まで	l _B	(A) 6.	5~4	17.4	メー	トル	4878. 9メ	- F/V
柏崎市西山町鬼王字前田9	7番1から	IH	(D) 1	1.0	25 (n}	1 0	191 ()	1 0
同市西山町鬼王字前田152	番1まで		(B) 14	₽. 0∼	- 35. (J ブ ー	-	131.6メー	-

- 備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
 - 2 路線の重用

一部区間一般国道116号、一般国道352号、県道鯨波宮川線、県道椎谷礼拝停車場線、県道向山西山停車場線、県道寺泊西山線と重用

◎新潟県告示第738号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間

柏崎市西山町鎌田字長表804番1から同市西山町鎌田字長表2565番1まで

3 供用開始の期日 平成30年6月29日

◎新潟県告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山西山停車場線
- 3 道路の区域

	⊢	88	茶口の印	-14-	d. o	1=		7-5	=
- 1	IX	間	新旧の別	敷均	拊 (/)	幅	=	知:	₩
- 1	<u> </u>	IHJ	VAL 111 A > VI.1	200	· • • • •	тH	\sim	<u></u>	1

柏崎市西山町鎌田字長表3512番から	新	19.2~36.8メートル	87.0メートル
同市西山町鎌田字長表3512番まで	旧	14.0~36.8メートル	76. 4メートル

備考 路線の重用

一部区間県道柏崎高浜堀之内線と重用

◎新潟県告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 向山西山停車場線
- 2 供用開始の区間

柏崎市西山町鎌田字長表3512番から同市西山町鎌田字長表3512番まで

3 供用開始の期日 平成30年6月29日

◎新潟県告示第741号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定(昭和48年10月19日新潟県告示第1475号)を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。 平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 海岸名 村上海岸 早川・吉浦地区海岸
- 2 指定区域

地点 $0\sim7$ を順次に結んだ線、地点7と7'を結んだ線、地点7' ~0 'を順次に結んだ線及び地点0'と0を結んだ線に囲まれた区域並びに地点 $8\sim35$ を順次に結んだ線、地点35と35'を結んだ線、地点35' ~9 'を順次に結んだ線及び地点9'と8を結んだ線に囲まれた区域

3 指定年月日 平成30年6月29日

					地		点
番号	地	点	標杭	番号	起点	方向角	距離 (m)
0	村上市大字早川	字浦田2308番1地先道路	No. 0	No. 0'	No. 0	268-01	72. 400
1	"	字椿川2618番 4	No. 1	No. 1'	No. 1	268-02	65. 430
2	"	字椿川2618番 4	No. 2	No. 1 '-1	No. 2	301-20	86. 280
2	"	字椿川2618番 4	No. 2	No. 1 '-2	No. 2	291-34	121.420
2	"	字椿川2618番 4	No. 2	No. 2'	No. 2	268-02	117.630
3	"	字椿川2618番 9	No. 3	No. 3'	No. 3	271-03	125. 190
4	"	字椿川2618番 9	No. 4	No. 3 ' -1	No. 4	297-43	146. 420
4	"	字椿川2618番 9	No. 4	No. 4'	No. 4	273-46	135. 470
5	"	字椿川2618番12	No. 5	No. 4 '-1	No. 5	298-32	142. 120
5	"	字椿川2618番12	No. 5	No. 5'	No. 5	291-38	137. 790
6	"	字椿川2618番12	No. 6	No. 6'	No. 6	291-39	121. 460
7	"	字椿川2618番12	No. 7	No. 7'	No. 7	285-52	120.020
8	"	字川向461番1地先道路	No. 8	No. 9'	No. 8	263-52	118.610
8 - 1	"	字川向461番1地先道路	No. 8-1				
9	"	字川向455番地先海浜	No. 9	No. 9'	No. 9	280-58	93. 030
10	II	字川向442番1地先海浜	No. 10	No. 10'	No. 10	286-29	82. 620

11	"	字川向426番2地先海浜	No. 11	No. 11'	No. 11	286-29	72. 160
12	11	字川向428番1地先道路	No. 12	No. 12'	No. 12	287-00	86. 980
13	"	字川向427番3地先道路	No. 13	No. 13'	No. 13	286-59	82. 350
14	"	字川向426番 4	No. 14	No. 14'	No. 14	280-10	67. 370
15	"	字川向426番21地先道路	No. 15	No. 15'	No. 15	272-25	69. 740
16	IJ	字滝下207番24地先道路	No. 16	No. 15' - 1	No. 16	292-36	81. 980
16	"	字滝下207番24地先道路	No. 16	No. 15' - 2	No. 16	284-10	198. 950
16	11	字滝下207番24地先道路	No. 16	No. 16'	No. 16	267-36	193. 920
17	"	字滝下207番22地先道路	No. 17	No. 17'	No. 17	277-48	191.880
18	村上市大字吉	浦字大島2998番14地先道路	No. 18	No. 17' - 1	No. 18	300-12	195. 770
18	IJ	字大島2998番14地先道路	No. 18	No. 17' - 2	No. 18	295-15	231. 470
18	11	字大島2998番14地先道路	No. 18	No. 18'	No. 18	277-49	211. 740
19	"	字大島3021番1地先道路	No. 19	No. 19'	No. 19	269-45	208. 870
19	11	字大島3021番1地先道路	No. 19	No. 19'-2	No. 19	253-06	218.690
19	"	字大島3021番1地先道路	No. 19	No. 19' - 1	No. 19	249-31	182. 290
20	"	字大島3005番7地先道路	No. 20	No. 20'	No. 20	262-44	177. 220
21	"	字大島2999番3地先道路	No. 21	No. 21'	No. 21	262-44	194. 080
21	"	字大島2999番3地先道路	No. 21	No. 21' - 2	No. 21	254-42	199. 780
21	"	字大島2999番3地先道路	No. 21	No. 21' - 1	No. 21	244-36	107. 110
22	"	字大島2998番56地先道路	No. 22	No. 21' - 3	No. 22	260-02	174. 810
22	II	字大島2998番56地先道路	No. 22	No. 22'	No. 22	230-18	174. 220
23	IJ	字新保浜2797番1地先道路	No. 23	No. 23'	No. 23	231-50	198. 360
24	IJ	字小坂2785番1地先道路	No. 24	No. 24'	No. 24	242-20	205. 150
25	IJ	字惣ノ宮2445番1地先道路	No. 25	No. 25'	No. 25	247-54	193. 460
26	IJ	字横岩2275番地先道路	No. 26	No. 26'	No. 26	251-39	191. 320
27	IJ	字横岩2272番6地先道路	No. 27	No. 27'	No. 27	267-09	181. 490
28	11	字家ノ下1655番7地先道路	No. 28	No. 28'	No. 28	282-00	169. 550
29	11	字家ノ下1655番14地先道路	No. 29	No. 28' - 1	No. 29	303-43	151.840
29	11	字家ノ下1655番14地先道路	No. 29	No. 28' - 2	No. 29	289-58	144. 960
29	11	字家ノ下1655番14地先道路	No. 29	No. 28' - 3	No. 29	282-57	251.010
29	11	字家ノ下1655番14地先道路	No. 29	No. 29'	No. 29	282-00	250.030
30	11	字家ノ下1655番19地先道路	No. 30	No. 30'	No. 30	282-00	227.870
31	"	字中置場1500番3地先道路	No. 31	No. 31'	No. 31	267-59	221.700
31	11	字中置場1500番3地先道路	No. 31	No. 31' - 2	No. 31	246-00	241. 260
31	"	字中置場1500番3地先道路	No. 31	No. 31' - 1	No. 31	221-25	117. 150
32	11	字中置場1500番4地先海浜	No. 32	No. 32'	No. 32	267-59	81. 910
33	IJ	字牛コルシ121番 5	No. 33	No. 33'	No. 33	267-59	84. 510
34	11	字牛コルシ121番 5	No. 34	No. 34'	No. 34	275-35	101.990
35	IJ	字牛コルシ121番 5	No. 35	No. 35'	No. 35	277-23	117.800
指:	定延長	3, 155. 35m					

◎新潟県告示第742号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した 場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。 なお、平成19年3月新潟県告示第737号、平成29年12月新潟県告示第1302号及び平成30年6月新潟県告示700号 は、廃止する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

荒川水系 荒川

三面川水系 三面川

高根川

門前川

国府川水系 国府川

2 指定年月日

平成30年6月29日

◎新潟県告示第743号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成30年6月29日

新潟県佐渡地域振興局長

1 廃止した指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 廃止の年月日

平成30年6月13日

3 廃止した指定道路の位置等

位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
○廃止した部分(平成3年9月11		
日指定の一部)		
佐渡市河原田諏訪町字海方127番	4.00	16. 48
7の内、127番9、127番11の内、		
127番13の内		

公告

家畜人工授精に関する講習会の開催について(公告)

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 期間

平成30年8月20日(月)から9月12日(水)まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程(昭和28年新潟県告示第1155号)第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月30日(月)まで(必着)に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講人数

10人程度(受講希望者が予定人員を超過した場合は選考により受講者を決定する)

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第2項各号の規定に該当しない者。

7 受講経費

テキスト等教材費20,000円程度

8 間合せ先

第50号

新潟県農林水産部畜産課 025-280-5308 新潟県中央家畜保健衛生所 0256-88-3141 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所 0259-63-2676 新潟県下越家畜保健衛生所 0254-22-3067 新潟県中越家畜保健衛生所 025-794-2121 新潟県上越家畜保健衛生所 025-526-9441

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について(公告)

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による平成30年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

1 期間

平成30年9月13日(木)及び14日(金)

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について(公告)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成30年6月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県水産業の平成28年の海面漁業生産量は3.0万トン、生産額は120億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体(平成25年)となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、 従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) なお、本県におけるくろまぐろ資源の保存及び管理に関する計画は別に定めるものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 - (1) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月から平成30年3月	_
まあじ	平成29年1月から平成29年12月	若干
まいわし	平成29年1月から平成29年12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月から平成30年3月	若干
ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月	347トン

- ※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月から平成31年3月	_
まあじ	平成30年1月から平成30年12月	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月	若干
ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月	424トン

- ※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。
- 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業(固定式)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業(固定式)については、漁期外でのかにの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業(固定式)及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業(固定式)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について

検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に 係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網 漁業のうちその他 の小型機船底びき 網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点イアから西北西の線上15海里の点ウ新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点エ新川河口中心点	平成30年9月 1日から 平成30年10月 31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりで ある。

第2種	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量
特定海洋				(隻日)
生物資源				
まがれい	小型機船底びき網	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3	平成30年9月	1,843
	漁業のうちその他	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海	1日から	
	の小型機船底びき	域。	平成30年10月	
	網漁業	ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線	31日まで	
	(板びき網漁業)	上の点		
		イ アから西北西の線上15海里の点		
		ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯		
		台中心点とを結ぶ線上新川河口中心		
		点から10海里の点		
		エ 新川河口中心点		

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

- 7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。